

4月から  
スタート

「犯罪被害者支援相談窓口」と「森林の土地所有届出制度」

犯罪被害者支援相談窓口

4月から「津山市犯罪被害者等支援条例」を施行します。これに合わせて環境生活課に犯罪被害者支援相談窓口を設置します。

<犯罪被害者支援相談窓口でこう変わる>

●ワンストップサービス

犯罪に遭われた相談者の心情に配慮して行政手続きなどで相談者が各相談窓口に向くことなく、犯罪被害者支援相談窓口で手続きができるように調整します

●関係機関と連携した支援

必要に応じて、その他の支援団体の紹介や心のケア、住居のあっせんなどの支援を行います。また、関係機関と連携して市民などが理解を深められるよう情報提供や啓発活動に取り組みます



問い合わせ先 環境生活課(市役所1階1番窓口) ☎32-2056

森林の土地所有者届出制度

●森林を取得した時は届け出が必要

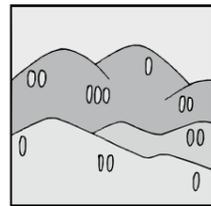
森林法が改正され、4月から地域森林計画の対象になっている森林を売買や相続などで新たに取得した時は、面積の多少に関わらず届け出が必要になります

●届け出は取得した森林がある市町村へ

個人・法人を問わず、所有者となった日から90日以内に取得した土地がある市町村に届け出を行ってください

●間伐などの事業の集約、効率化をサポート

森林の所有者の異動を把握することで行政機関などが所有者に助言を行うなど、森林に関する事業の集約・効率化を手助けすることができます



※3月31日現在で所有する森林の土地については届け出不要です

問い合わせ先 森林課(市役所4階) ☎32-2078、  
県美作県民局森林企画課 ☎23-1377

都市計画公園の変更の原案の縦覧と公聴会

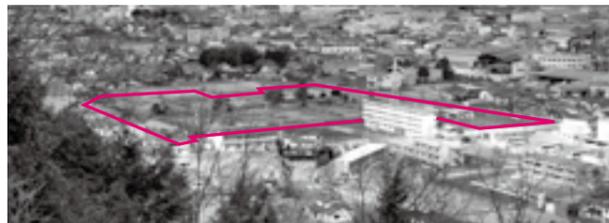
都市計画公園・井口公園の面積の変更を行うため、原案の縦覧を行います。公聴会で意見を述べようとする人は、事前に公述申立書を提出してください。

●縦覧・公述申立書

縦覧期間 3月21日(水)～4月4日(水)の執務時間内

縦覧場所 都市計画課

公述申立書提出方法 都市計画課に備え付けの用紙に意見を記入し、郵送または直接提出



●公聴会

とき 5月15日(火)午後2時～4時

ところ 津山市総合福祉会館

公述申立書を提出した人が多数の場合は、公述人の人数または時間をあらかじめ制限することがあります。また、原案に関係のない意見は述べることはできません。

※縦覧期間中に公述申立書の提出がなかった場合は、公聴会は中止されます。なお、その場合は市ホームページでお知らせします

※公聴会の傍聴を希望する人は、当日会場へおこしください(定員80人・先着順)

問い合わせ先 〒708-8501津山市山北520都市計画課(市役所5階) ☎32-2096

国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

ご存知ですか？ 限度額適用認定証 ～4月から、外来受診でも使えます～

「限度額適用認定証」は医療機関などで高額な診療を受ける時、医療費の窓口負担を自己負担限度額で留めるものです。

4月1日から、従来の入院での適用に加えて外来受診でも使えるようになります。1つの医療機関で外来や入院などで高額な窓口負担をしそうな人は、あらかじめご相談ください。

<認定証申請から提示までの流れ>

外来または入院時



医者から医療費が高額になるかもしれないと言われた  
市役所で限度額適用認定証を申請し、交付を受ける  
病院・薬局などの窓口で限度額適用認定証を提示



加入保険	対象者	市役所での手続き	病院・薬局などの窓口
国民健康保険	70歳未満の人 70歳以上75歳未満で市民税非課税世帯の人	限度額適用認定証の交付を申請	限度額適用認定証を提示
	70歳以上75歳未満で市民税非課税世帯でない人	必要ありません	高齢受給者証を提示
後期高齢者医療制度	市民税非課税世帯の人	限度額適用認定証の交付を申請	限度額適用認定証を提示
	市民税非課税世帯でない人	必要ありません	後期高齢者医療被保険者証を提示

※70歳未満の人の場合、保険料を滞納していると限度額適用認定証が交付されない場合があります  
※この制度は個人単位で、かつ医療機関ごとに適用されます

問い合わせ先 保険年金課(市役所1階7番窓口) ☎32-2071・32-2073

縦覧できます

土地・家屋の価格等縦覧帳簿

とき 4月2日(月)～5月1日(火)執務時間内

ところ 課税課または各支所市民生活課

内容 平成24年度の固定資産税にかかる価格などを記載した

「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧

縦覧できる人 納税者本人、納税管理人、法定相続人または

それぞれの代理人

持ってくるもの 納税者本人の印鑑、納税通

知書・運転免許証など来庁者の本人確認が

できるもの(代理人の場合は委任状と印鑑)

※課税課では全市域、各支所市民生活課

では各支所区域内の地域のみ縦覧可能



平成24年度は評価替えの年です

固定資産税の評価替え

固定資産税の土地と家屋の価格は地価や物価の変動を考慮し、3年ごとに見直すことになっています。

土地の評価替え 宅地の価格は平成23年1月1日時点の地価

公示価格などの7割を目途に見直しを行い、平成23年

7月1日までの下落を反映して価格を決定します

※今回の評価替えから土地評価を均衡に行うため、全市域を

旧津山市域に適用している評価方法を統一します

家屋の評価替え 3年間の建築物価の変動を基に、再建築費

を算出し直し、建築後の経過年数による減価補正を乗じて

得た価格と、前年度の評価額とを比較して低い方を新しい

評価額とします

問い合わせ先 課税課(市役所2階4番窓口) ☎32-2016